

## 「緊急アピール」(別添参照)の対応状況について

府省名 : 文部科学省

緊急アピールの内容	対応状況
一、過去最大の前倒し執行	工事発注の際には、工事内容等も考慮のうえ可能な限り手続きに要する期間の短縮を図り、上半期発注に努めている。
一、地域の建設産業労働者の雇用と所得の確保	受注者に対して、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めるよう、現場説明書において要請している。
一、地域の建設産業の再生	品質確保の観点から総合評価落札方式を導入し、技術と経営に優れた業者が選定されるよう努めている。
一、地域経済・雇用の下支えのための最低制限価格・調査基準価格の引き上げ	平成21年6月、低入札調査基準価格の範囲を、予定価格の「2/3~8.5/10」を「7/10~9/10」に引き上げるとともに、基準価格算定の際の現場管理費の係数を「0.6」から「0.7」へと引き上げた。
一、地域要件の適切な設定	工事発注の際には、適切な地域要件を設定している。 また、政府調達協定等との整合性の確保に配慮しつつ、工事内容等も考慮の上、可能な限り分離・分割して発注を行い、中小建設業者の受注の確保に努めている。
一、総合評価方式の採用の徹底と改善	総合評価落札方式を原則として採用することとしており、災害協定への参加やボランティア活動の実績など、地域貢献の評価に努めている。
一、積算価格の適正化	各省庁の統一基準である「公共建築工事積算基準」により、労務費や資材価格等の実勢価格を適正に反映した積算を行っている。
一、設計変更費用の適正な支払い	発注者に起因する工期延長等の場合には、発注者が必要な費用を負担することとしている。
一、その他優良な建設産業の再生のための必要な改善	<p>(資金繰りの円滑化) 中小建設業者への資金調達の円滑化を図るため、「地域建設業経営強化融資制度」及び「下請セーフティネット債務保証事業による工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度」の運用を平成20年11月より開始している。</p> <p>(前払い等の活用) 建設業者の資金調達を円滑化するため、「前払い」、「中間前払い」及び「部分払い」を実施している。</p> <p>(予定価格の事後公表) 予定価格は事後公表としている。</p>